

刈谷知立環境組合中期計画ビジョン策定委員会設置要綱
(設置)

第1条 刈谷知立環境組合における中期を見据えた将来ビジョン等の策定について、専門的かつ技術的な検討を行うため、刈谷知立環境組合中期計画ビジョン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は以下のとおりとする。

- (1) 中期計画ビジョン策定に関すること(一般廃棄物処理基本計画を含む)
- (2) その他、必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員 10 人以下をもって組織し、次の掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 組合職員
- (5) その他管理者が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、中期計画ビジョン策定する日までとする。

(委員長及び職務代理者)

第5条 委員会に委員長及び委員長職務代理者各 1 人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長職務代理者は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、刈谷知立環境組合に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

第1条 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱は、中期計画ビジョンを策定した日に、その効力を失う。

3 この要綱の施行の日以後、最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、管理者が招集する。